

鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン【令和4年10月改訂版】

新旧対照表

目次

(1) 取組内容及び実施時期等の変更

NO	取組項目 NO	取組項目名	担当部署	頁
1	9	入札・契約事務の改善	契約管財課	1
2	10	【新規】窓口業務におけるキャッシュレス化及びセミセルフレジの導入	窓口収納担当課	2
3	12	【新規】障がい福祉システムの見直し	障がい福祉課	3
4	13	【新規】保育園の I C Tシステムの導入	幼児保育課	4
5	14	【新規】健康相談記録管理システムの導入	健康増進課	5
6	24	施設の維持管理の効率化及び長寿命化の推進	営繕室	6
7	27	【新規】学校施設等の照明器具の L E D化	教育総務課	7

(2) 新規追加 なし

令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

取組項目の見直しを行った理由

・契約管理システムの導入について、案件登録や業者選定など、ちば電子調達システムとの連携を行うため、新たに電子自治体共同運営協議会との協議が必要となり、検討のための期間を要することから、システム開発、導入の年度を1年後倒しとする。
 ・電子契約の導入について、近隣市の導入率が低調であること、また、取扱業者が増加しており更なる情報収集に期間が必要となったことから、導入の年度を2年後倒しとする。

新（変更・追加した箇所は赤字）

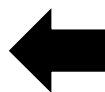
取組項目	9 入札・契約事務の改善	担当課		契約管財課		
		関連課				
現状・課題	社会・経済情勢を踏まえ、入札・契約事務についての一層の透明性、公平性及び競争性の確保並びにデジタル化による利便性の向上及び事務の効率化を図っていく必要があります。					
取組概要	公共工事の円滑な施工の確保等を図るために、国・県による入札契約制度の改善等を踏まえた制度改善に取り組みます。 また、入札・契約事務の効率化を図るために、契約管理システムの導入や電子契約の導入を目指します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入札・契約制度の改善	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
契約管理システムの導入	仕様の検討	仕様の決定	システム開発	導入		
電子契約の導入	情報収集	⇒	調査検討	入札等の実施	導入	
総合評価方式入札の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

旧

取組項目	9 入札・契約事務の改善	担当課		契約管財課		
		関連課				
現状・課題	社会・経済情勢を踏まえ、入札・契約事務についての一層の透明性、公平性及び競争性の確保並びにデジタル化による利便性の向上及び事務の効率化を図っていく必要があります。					
取組概要	公共工事の円滑な施工の確保等を図るために、国・県による入札契約制度の改善等を踏まえた制度改善に取り組みます。 また、入札・契約事務の効率化を図るために、契約管理システムの導入や電子契約の導入を目指します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入札・契約制度の改善	継続実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
契約管理システムの導入	仕様の検討	システム開発	導入			
電子契約の導入	情報収集	調査検討	導入			
総合評価方式入札の実施	実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。



令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

取組項目の見直しを行った理由

先行導入した市民課、課税課、収税課にてキャッシュレス決済端末及びそれに対応するレジスター（自動釣銭機含む）、キャッシュレス決済端末を設置しているが、当該3課のみ継続（本格導入）することとし、当該3課以外については、課題や費用対効果等を整理したうえで、先行導入業務や近隣市等の状況などから令和4年度及び令和5年度は実施しないこととし、令和6年度以降について令和5年度の電算協議（令和5年6月頃）までに対応を決定することとしたため。

新（変更・追加した箇所は赤字）

取組項目	10 【新規】窓口業務におけるキャッシュレス化及びセミセルフレジの導入					
	担当課	窓口収納金担当課				
	関連課	財政室、会計課				
現状・課題	現在、証明書等の支払いは現金のみであり、電子決済等の普及や非接触化に併せて、職員による現金集計事務の効率化、釣銭金額の受け渡しミス等への対策を行う必要があります。					
取組概要	収納窓口において、クレジットカードや交通系電子マネー等による決済に対応するため、セミセルフレジなどを導入し、非接触清算及び集計業務の効率化を図ります。 令和3年度は、市民課窓口等件数の多い窓口で先行的に導入し、導入後の状況を検証した結果、令和6年度に向けてその他窓口における導入を検討します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャッシュレス方法等運用内容検討・庁内導入意向調査	調査					
導入方針の決定	検討決定					
先行導入窓口（市民課窓口等）での導入	導入					
その他窓口における検討・導入		検討方針改定	検討方針改定	検討結果により導入	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

旧

取組項目	10 【新規】窓口業務におけるキャッシュレス化及びセミセルフレジの導入					
	担当課	窓口収納金担当課				
	関連課	財政室、会計課				
現状・課題	現在、証明書等の支払いは現金のみであり、電子決済等の普及や非接触化に併せて、職員による現金集計事務の効率化、釣銭金額の受け渡しミス等への対策を行う必要があります。					
取組概要	収納窓口において、クレジットカードや交通系電子マネー等による決済に対応するため、セミセルフレジなどを導入し、非接触清算及び集計業務の効率化を図ります。 令和3年度は、市民課窓口等件数の多い窓口で先行的に導入し、導入後の状況を検証し、その他窓口における導入を検討します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
キャッシュレス方法等運用内容検討・庁内導入意向調査	調査					
導入方針の決定	検討決定					
先行導入窓口（市民課窓口等）での導入	導入					
その他窓口における検討・導入		検討方針決定	検討結果により導入	⇒	⇒	⇒

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。



令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

取組項目の見直しを行った理由

新システムへの移行期間は当初、半年ほどを予定していたが、業者とのヒアリングにより1年ほどかかることが判明したため、予定より前倒して契約等の準備を進めるよう見直しを行った。

新（変更・追加した箇所は赤字）

取組項目	12	【新規】障がい福祉システムの見直し					
		担当課	障がい福祉課	関連課			
現状・課題		地域生活支援事業や手当の台帳などの管理が一元化されていないため、支給状況などの共有化による業務の効率化及び円滑化が課題となっています。 また、障害福祉業務に関する自治体情報システムの標準化については、国が目標としている令和7年度までに対応する必要があります。					
取組概要		障がい福祉システムの契約期間が令和6年7月末をもって終了することに伴い、多岐にわたる業務の効率化及び簡素化を図るため、新たなシステムを導入します。 各種サービスや手当等の受給状況などをシステムで一括管理するとともに、必要な通知や書類等の作成も可能にすることで事務の効率化及び簡素化を図ります。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
新システム業者選定		検討 業者選定	契約				
旧システムからのデータ移行		協議・調整	業者間調整・移行	移行			
新システムの導入		必要な機能等の検討	仕様作成	運用テスト・導入			
自治体情報システムの標準化への対応		調査	対応検討・協議	対応			

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

旧

取組項目	12	【新規】障がい福祉システムの見直し					
		担当課	障がい福祉課	関連課			
現状・課題		地域生活支援事業や手当の台帳などの管理が一元化されていないため、支給状況などの共有化による業務の効率化及び円滑化が課題となっています。 また、障害福祉業務に関する自治体情報システムの標準化については、国が目標としている令和7年度までに対応する必要があります。					
取組概要		障がい福祉システムの契約期間が令和6年7月末をもって終了することに伴い、多岐にわたる業務の効率化及び簡素化を図るため、新たなシステムを導入します。 各種サービスや手当等の受給状況などをシステムで一括管理するとともに、必要な通知や書類等の作成も可能にすることで事務の効率化及び簡素化を図ります。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
新システム業者選定		検討	プロポーザル実施・契約				
旧システムからのデータ移行		協議・調整	業者間調整・移行	移行			
新システムの導入		必要な機能等の検討	仕様作成	運用テスト・導入			
自治体情報システムの標準化への対応		調査	対応検討・協議	対応			

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。



令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

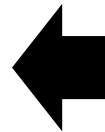
取組項目の見直しを行った理由

国の標準化システム【こども子育て枠】の仕様書が令和4年7月に統一仕様書（案）が公表され、今後、導入するシステムとの連携の可能性も検討する必要もあり、導入後も有効活用できるシステムとするため、導入時期を1年間見直した。

新（変更・追加した箇所は赤字）

旧

取組項目	13	【新規】保育園のICTシステムの導入	担当課	幼児保育課		
			関連課	情報推進室		
現状・課題	令和3年4月から、保護者への通知については、「かまがや安心eメール」を導入していますが、職員の勤怠管理や保育日誌など、多くの業務については、紙媒体での管理を行っているため、保管場所の確保や業務の効率化などが課題となっています。 また、システムを導入するにあたり、保育士の人数に応じた端末の配備、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などの調査・検討が必要となります。					
取組概要	令和7年度に保育園ICTシステムの導入を目指して、現場保育士などの意見を反映できるよう、副園長級による導入検討会議において必要なシステムの調査・検討を行います。 また、システム導入に対応した環境整備として、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などを実施します。 ※導入予定の業務内容 園の送迎時間の記録や延長保育・一時預りの精算、職員の勤怠管理、保育日誌、各クラスのメール配信、園児の健康管理、引継ぎ事務日誌の電子化など					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ICTシステムの導入	機能調査・検討	⇒	⇒	整備	⇒	
環境整備(セキュリティ強化・回線増強など)	情報共有・調整	⇒	⇒	整備		
ICT導入方針の決定	検討	方針決定				
プロポーザル審査によるシステム事業者の選定		仕様書作成	⇒	事業者選定		



取組項目	13	【新規】保育園のICTシステムの導入	担当課	幼児保育課		
			関連課	情報推進室		
現状・課題	令和3年4月から、保護者への通知については、「かまがや安心eメール」を導入していますが、職員の勤怠管理や保育日誌など、多くの業務については、紙媒体での管理を行っているため、保管場所の確保や業務の効率化などが課題となっています。 また、システムを導入するにあたり、保育士の人数に応じた端末の配備、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などの調査・検討が必要となります。					
取組概要	令和6年度に保育園ICTシステムの導入を目指して、現場保育士などの意見を反映できるよう、副園長級による導入検討会議において必要なシステムの調査・検討を行います。 また、システム導入に対応した環境整備として、セキュリティ強化、データ通信回線の増強などを実施します。 ※導入予定の業務内容 園の送迎時間の記録や延長保育・一時預りの精算、職員の勤怠管理、保育日誌、各クラスのメール配信、園児の健康管理、引継ぎ事務日誌の電子化など					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ICTシステムの導入	機能調査・検討	⇒	整備			
環境整備(セキュリティ強化・回線増強など)	情報共有・調整	⇒	整備	⇒		
ICT導入方針の決定	検討	方針決定				
プロポーザル審査によるシステム事業者の選定		仕様書作成	⇒	事業者選定		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式1

取組項目の見直しを行った理由

国の健康管理システムの標準化に伴い、実装オプション機能の追加項目に相談記録管理が含まれることが確認できた。そのため、費用対効果等検討した結果、新たなシステムを導入するのではなく、現在の健康管理システムに国の項目に沿った機能を追加する改修することとしたため。

新（変更・追加した箇所は赤字）

旧

取組項目	14 【新規】健康相談記録管理システムの導入					
	担当課	健康増進課				
	関連課	社会福祉課・こども支援課・幼児保育課・障がい福祉課・高齢者支援課				
現状・課題	個別健康相談記録等はすべて紙媒体で保管しているため、記録の効率化や保管場所の縮小、また、担当者の不在時等にも一貫した対応ができるよう、電子化する必要があります。個人情報保護のためのセキュリティーレベルや記録等のタブレット使用が可能かを視野にいれ、有用なシステムについて精査する必要があります。					
取組概要	きめ細かな相談対応及び業務の円滑化・効率化を図るため、紙媒体で管理している各種健康相談記録をデジタル化し、システムで管理するとともに、国の標準化に沿って情報が管理できるよう改修します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係課との協議（相談記録の共有方法）	協議・検討	⇒				
標準化実装オプションの内容調査及びシステム改修内容検討		協議・検討	仕様決定			
相談記録管理システムの導入				導入		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。



取組項目	14 【新規】健康相談記録管理システムの導入					
	担当課	健康増進課				
	関連課	社会福祉課・こども支援課・幼児保育課・障がい福祉課・高齢者支援課				
現状・課題	個別健康相談記録等はすべて紙媒体で保管しているため、記録の効率化や保管場所の縮小、また、担当者の不在時等にも一貫した対応ができるよう、電子化する必要があります。個人情報保護のためのセキュリティーレベルや記録等のタブレット使用が可能かを視野にいれ、有用なシステムについて精査する必要があります。					
取組概要	きめ細かな相談対応及び業務の円滑化・効率化を図るため、紙媒体で管理している各種健康相談記録をデジタル化し、システムで管理するとともに、相談記録に関する共有方法について協議します。					
年度別計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
関係課との協議（相談記録の共有方法）	協議・検討	⇒	実施	継続実施	⇒	⇒
環境整備		協議・検討	実施			
プロポーザル審査によるシステム事業者の選定		検討	実施			
相談記録管理システムの導入	必要な機能の検討	⇒	仕様決定	導入		

※取組項目がデジタル化等の推進となるため数値目標は設定していません。

令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

取組項目の見直しを行った理由

年度別計画「包括委託の検討」について、現在調査、研究を継続中であり、令和5年度予算要求時までには事業執行に至らないため。

新（変更・追加した箇所は赤字）

取組項目	24	施設の維持管理の効率化及び長寿命化の推進		担当課			
		関連課	営繕室	企画政策室、契約管財課			
現状・課題		本市の公共施設は、建設から30年以上経過している公共建築物が約70%を占めており、老朽化が進んでいる状況となります。そのため、施設の適正な維持管理及び更新に多額の費用を要することが見込まれます。					
取組概要		公共施設の維持管理に係る営繕業務を計画的に行うことにより、市有建築物長寿命化計画における施設の劣化状況評価に対する健全項目の割合を上昇させ、長寿命化を図ります。 また、中長期的な視点から効果的かつ効率的な施設のあり方などを検証し、公共施設の適正配置や利活用を促進します。					
年度別計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大規模改修工事の優先順位について検討		老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整	老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整
包括委託の検討		長寿命化等検討会議による検討	⇒	⇒	⇒	⇒	実績の検証
公共施設等総合管理計画の見直し		総務省通知に基づく見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	次期推進期間（R9～）開始に伴う見直し
市有建築物長寿命化計画の見直し		情報収集、調査	⇒	⇒	⇒	⇒	総合管理計画に基づく見直し
施設の適正規模・適正配置及び利活用		先進自治体の検証	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合	66.0% (R2年度)	66.7%	67.4%	68.1%	68.8%	69.5%	70.0%



旧

取組項目	24	施設の維持管理の効率化及び長寿命化の推進		担当課			
		関連課	営繕室	企画政策室、契約管財課			
現状・課題		本市の公共施設は、建設から30年以上経過している公共建築物が約70%を占めており、老朽化が進んでいる状況となります。そのため、施設の適正な維持管理及び更新に多額の費用を要することが見込まれます。					
取組概要		公共施設の維持管理に係る営繕業務を計画的に行うことにより、市有建築物長寿命化計画における施設の劣化状況評価に対する健全項目の割合を上昇させ、長寿命化を図ります。 また、中長期的な視点から効果的かつ効率的な施設のあり方などを検証し、公共施設の適正配置や利活用を促進します。					
年度別計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
大規模改修工事の優先順位について検討		老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整	老朽化、劣化度調査、判定の見直し	⇒	実施計画との調整
包括委託の検討		長寿命化等検討会議による検討	⇒	⇒	⇒	⇒	実績の検証
公共施設等総合管理計画の見直し		総務省通知に基づく見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	次期推進期間（R9～）開始に伴う見直し
市有建築物長寿命化計画の見直し		情報収集、調査	⇒	⇒	⇒	⇒	総合管理計画に基づく見直し
施設の適正規模・適正配置及び利活用		先進自治体の検証	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
数値目標	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公共施設の劣化状況評価における健全項目の割合	66.0% (R2年度)	66.7%	67.4%	68.1%	68.8%	69.5%	70.0%

【算出根拠】
市有建築物長寿命化計画において施設ごとに屋上、外壁、内部、電気、機械の5項目について、「A：概ね良好 B：部分的に劣化 C：広範囲に劣化 D：早急に対応」まで4段階の評価を行っております。
総対象項目は、現状値は209（42棟*5項目-1）項目、目標値は（仮称）東部地区児童センターの新築により、214（43棟*5項目-1）項目とします。
また、A・B判定を現在の138項目から150項目にすることを目標とします。
・現状値：A・B判定138項目 138/209=66.0（R2）
・目標値：A・B判定150項目 150/214=70.0（R8）

【算出根拠】
市有建築物長寿命化計画において施設ごとに屋上、外壁、内部、電気、機械の5項目について、「A：概ね良好 B：部分的に劣化 C：広範囲に劣化 D：早急に対応」まで4段階の評価を行っております。
総対象項目は、現状値は209（42棟*5項目-1）項目、目標値は（仮称）東部地区児童センターの新築により、214（43棟*5項目-1）項目とします。
また、A・B判定を現在の138項目から150項目にすることを目標とします。
・現状値：A・B判定138項目 138/209=66.0（R2）
・目標値：A・B判定150項目 150/214=70.0（R8）

令和4年度鎌ヶ谷市第3次行財政改革推進プラン 取組項目の見直しシート【前期終了時】

別記様式 1

取組項目の見直しを行った理由

令和4年度当初予算において、実施を予定していた小中学校4校（鎌小・東小・南小・鎌中）について、電球取替による10年間のリース方式でLED化することとして計上していたが、電球だけ交換とした場合、発火や脱落等のおそれがあることが判明した。また、工事とすることにより、交付金や交付税措置がある有利な地方債の活用が可能となることから、小中学校のLED化の改修方法を再度検討した結果、ソケットや安定器等も含めた基盤の全部改修工事とすることとしたもの（当該工事に係る設計委託料を9月補正予算において計上した）。

新（変更・追加した箇所は赤字）

取組項目	27	【新規】学校施設等の照明器具のLED化		担当課	教育総務課		
				関連課	生涯学習推進課 文化・スポーツ課		
現状・課題		学校施設等の照明は、その多くで蛍光灯や水銀灯を使用していますが、令和3年以降の水銀灯の製造等が禁止となるなど国の規制が開始されました。 そのため、電気使用量の削減を図るといった面を含めて、照明器具のLED化を実施していく必要があります。					
取組概要		学校施設等の照明器具のLED化を計画的に実施することにより、電気使用量の削減を図ります。					
年度別計画	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校施設等の照明器具LED化の現場調査・検討	現場調査 検討		⇒				
学校施設等の照明器具LED化の実施			①設計	①工事 ②設計	②工事 ③設計	③工事 ④設計	④工事
教育施設等の照明器具LED化の現場調査・検討				現場調査 検討	⇒		
教育施設等の照明器具LED化の実施						実施	
数値目標	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
照明器具のLED化の実施施設数 (R2年度)	0施設			4施設	4施設	10施設	3施設



旧

取組項目	27	【新規】学校施設等の照明器具のLED化		担当課	教育総務課		
				関連課	生涯学習推進課 文化・スポーツ課		
現状・課題		学校施設等の照明は、その多くで蛍光灯や水銀灯を使用していますが、令和3年以降の水銀灯の製造等が禁止となるなど国の規制が開始されました。 そのため、電気使用量の削減を図るといった面を含めて、照明器具のLED化を実施していく必要があります。					
取組概要		学校施設等の照明器具のLED化を計画的に実施することにより、電気使用量の削減を図ります。					
年度別計画	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学校施設等の照明器具LED化の現場調査・検討	現場調査 検討		⇒				
学校施設等の照明器具LED化の実施			実施	継続実施			
教育施設等の照明器具LED化の現場調査・検討				現場調査 検討	⇒		
教育施設等の照明器具LED化の実施						実施	
数値目標	現状値	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
照明器具のLED化の実施施設数 (R2年度)	0施設		4施設	10施設		7施設	

【算出根拠】

- 令和5年度：鎌ヶ谷小学校、東部小学校、南部小学校、鎌ヶ谷中学校（4校実施）
- 令和6年度：北部小学校、道野辺小学校、第二中学校、第三中学校、（4校実施予定）
- 令和7年度：西部小学校、中部小学校、第四中学校（3校実施予定）
- ・スポーツ施設：福太郎アリーナ、その他施設クラブハウス等
- ・生涯学習施設：生涯学習推進センター、東部学習センター、公民館（南部・北部・東初富）
- 令和8年度：初富小学校、五本松小学校、第五中学校（3校実施予定）

【算出根拠】

- 令和4年度：鎌ヶ谷小学校、東部小学校、南部小学校、鎌ヶ谷中学校（4校実施）
- 令和5年度：北部小学校、西部小学校、中部小学校、初富小学校、道野辺小学校、五本松小学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校（10校実施）
- 令和7年度：教育施設等
- ・スポーツ施設：福太郎アリーナ、その他施設クラブハウス等
- ・生涯学習施設：生涯学習推進センター、東部学習センター、公民館（南部・北部・東初富）